

議案第 5 1 号

市川市土地開発基金条例の一部改正について

市川市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市土地開発基金条例の一部を改正する条例

市川市土地開発基金条例（昭和 4 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（基金の額）

第 2 条 基金の額は、2 0 億円とする。

2 市長は、財政上必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、基金に追加して積み立て、又はその一部を処分することができる。

3 前項の規定により積み立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分量相当額減少するものとする。

第 4 条中「確実」の次に「かつ」を加える。

第 5 条中「繰替えて」を「繰り替えて」に改める。

第 6 条中「収益」を「益金」に改める。

第 7 条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

市の財政上必要があると認めるときは、土地開発基金の一部を処分することができることとするとともに、基金の運用額を見直すほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。